

昭和二十二年法律第二百二十四号

戸籍法

目次

第一回 戸籍法	総則（第一条～第五条）
第二回 戸籍の記載（第十三条～第二十四条）	戸籍簿（第六条～第十二条の二）
第三回 届出（第六十条～第六十五条）	戸籍の記載（第六十一条～第六十五条）
第四回 通則（第二十五条～第四十八条）	出生（第四十九条～第五十九条）
第五回 養子縁組（第六十六条～第六十九条の二）	認知（第六十条～第六十五条）
第六回 養子離縁（第七十条～第七十三条の二）	養子縁組（第六十六条～第六十九条の二）
第七回 結婚（第七十四条～第七十五条の二）	離婚（第七十六条～第七十七条の二）
第八回 親権及び未成年者の後見（第七十八条～第八十五条）	生存配偶者の復氏及び姻族関係の終了（第九十五条～第九十六条）
第九回 死亡及び失踪（第八十六条～第九十一条）	推定相続人の廃除（第九十七条）
第十回 入籍（第九十八条～第九十九条）	入籍（第九十八条～第九十九条）
第十五回 分籍（第一百条～第一百一条）	分籍（第一百条～第一百一条）
第十四回 国籍の得喪（第一百二条～第一百六条）	国籍の得喪（第一百二条～第一百六条）
第十五回 氏名の変更（第一百七条～第一百七十六条の二）	氏名の変更（第一百七条～第一百七十六条の二）
第十六回 転籍及び就籍（第一百八条～第一百九条）	転籍及び就籍（第一百八条～第一百九条）
第十七回 戸籍の訂正（第一百十三条～第一百十七条）	戸籍の訂正（第一百十三条～第一百十七条）
第十八回 雜則（第一百二十六条～第一百三十二条）	戸籍簿（第六条～第十二条の二）
第九回 不服申立て（第一百二十二条～第一百二十条）	戸籍事務の取扱いに関する特例等（第一百一十八条～第一百二十二条）
第十回 罰則（第一百三十二条～第一百四十四条）	罰則（第一百三十二条～第一百四十四条）
第十一回 附則	附則（第一百三十二条～第一百四十四条）

第一条 戸籍に関する事務は、この法律に別段定めがあるものを除き、市町村長がこれを管掌する。前項の規定により市町村長が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第二条 市町村長は、自己又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に關する戸籍事件について、その職務を行うことができる。

第三条 法務大臣は、市町村長が戸籍事務を処理するに当たりよりべき基準を定めることができる。

市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（以下「管轄法務局長等」という。）は、戸籍事務の処理に關し必要があると認めるときは、市町村長に対し、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。この場合において、戸籍事務の処理の適正を確保するため特に必要があると認めるときは、指示をすることができる。

管轄法務局長等は、市町村長から戸籍事務の取扱いに関する照会を受けたときその他前項の規定による助言若しくは勧告又は指示をするた

めに必要があると認めるときは、届出人、届出

事件の本人その他の関係者に対し、質問をし

又は必要な書類の提出を求めることができる。

戸籍事務については、地方自治法第二百四十

五条の四、第二百四十五条の七第二項第一号、

第三項及び第四項、第二百四十五条の八第十二

項第一号、第三項及び第四項の規定は、適用し

ない。

第一項の請求をしようとする者は、郵便その他の法務省令で定める方法により、戸籍謄本等の送付を求めることができる。

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者

は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合に

おいて、当該請求をする者は、それぞれ当該各

号に定める事項を明らかにしてこれをしなけれ

ばならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会

保険労務士又は弁理士は、受任している事件に

ついて次に掲げる業務を遂行するため必要が

ある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をする

ことができる。この場合において、当該請求を

する者は、その有する資格、当該事件の種類、

格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼

者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第

一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

なければならぬ。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会

保険労務士又は弁理士は、受任している事件に

ついて次に掲げる業務を遂行するため必要が

ある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をする

ことができる。この場合において、当該請求を

する者は、その有する資格、当該事件の種類、

格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼

者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第

一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

なければならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、裁判所

に於ける民事上若しくは行政上の紛争処理の手

続についての代理業務（弁護士法人について

は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十条の六第一項各号に規定する代理業務

を除き、弁護士、外国法務弁護士共同法人

については、弁護士法（昭和六十一年法律第六

六号）第八十条第一項各号に規定する代理

業務を除く。）、司法書士にあつては、司法書士法（昭和二

十五年法律第二百五十九号）第三条第一項第三

項各号に規定する代理

業務を除く。）、國又は地方公共團體の機関は、法令の定める事務を遂行するため

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請

求をすることができる。この場合において、當

該請求の任に当たる権限を有する職員は、その

官職、當該事務の種類及び根拠となる法令の條

並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らか

にしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかるわらず、弁護士（弁護士

法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を

含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書

士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋

調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項にお

いて同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項

において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労

務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海

事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）

は、受任している事件又は事務に関する業務を

遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等

等の交付の請求をすることができる。この場合

において、当該請求をする者は、その有する資

格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼

者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第

一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

なければならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会

保険労務士又は弁理士は、受任している事件に

ついて次に掲げる業務を遂行するため必要が

ある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をする

ことができる。この場合において、当該請求を

する者は、その有する資格、当該事件の種類、

格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼

者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第

一項各号に定める事項を明らかにしてこれをし

なければならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、裁判所

に於ける民事上若しくは行政上の紛争処理の手

續についての代理業務（弁護士法人について

は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十条の六第一項各号に規定する代理

業務を除き、弁護士、外国法務弁護士共同法人

については、弁護士法（昭和六十一年法律第六

六号）第八十条第一項各号に規定する代理

業務を除く。）、司法書士にあつては、司法書士法（昭和二

十五年法律第二百五十九号）第三条第一項第三

項各号に規定する代理

業務を除く。）、國又は地方公共團體の機関は、法令の定める事務を遂行するため

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請

求をすることができる。この場合において、當

該請求の任に当たる権限を有する職員は、その

官職、當該事務の種類及び根拠となる法令の條

並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らか

にしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかるわらず、弁護士（弁護士

法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を

含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書

士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋

調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項にお

いて同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項

において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労

務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海

事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）

は、受任している事件又は事務に関する業務を

遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等

等の交付の請求をすることができる。この場合に

おいて、当該請求をする者は、それぞれ当該各

号に定める事項を明らかにしてこれをしなけれ

ばならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、裁判所

に於ける民事上若しくは行政上の紛争処理の手

續についての代理業務（弁護士法人について

は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十条の六第一項各号に規定する代理

業務を除き、弁護士、外国法務弁護士共同法人

については、弁護士法（昭和六十一年法律第六

六号）第八十条第一項各号に規定する代理

業務を除く。）、司法書士にあつては、司法書士法（昭和二

十五年法律第二百五十九号）第三条第一項第三

項各号に規定する代理

業務を除く。）、國又は地方公共團體の機関は、法令の定める事務を遂行するため

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請

求をすることができる。この場合において、當

該請求の任に当たる権限を有する職員は、その

官職、當該事務の種類及び根拠となる法令の條

並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らか

にしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかるわらず、弁護士（弁護士

法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を

含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書

士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋

調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項にお

いて同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項

において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労

務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海

事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）

は、受任している事件又は事務に関する業務を

遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等

等の交付の請求をすることができる。この場合に

おいて、当該請求をする者は、それぞれ当該各

号に定める事項を明らかにしてこれをしなけれ

ばならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、裁判所

に於ける民事上若しくは行政上の紛争処理の手

續についての代理業務（弁護士法人について

は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十条の六第一項各号に規定する代理

業務を除き、弁護士、外国法務弁護士共同法人

については、弁護士法（昭和六十一年法律第六

六号）第八十条第一項各号に規定する代理

業務を除く。）、司法書士にあつては、司法書士法（昭和二

十五年法律第二百五十九号）第三条第一項第三

項各号に規定する代理

業務を除く。）、國又は地方公共團體の機関は、法令の定める事務を遂行するため

に必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請

求をすることができる。この場合において、當

該請求の任に当たる権限を有する職員は、その

官職、當該事務の種類及び根拠となる法令の條

並びに戸籍の記載事項の利用の目的を明らか

にしてこれをしなければならない。

第一項の規定にかかるわらず、弁護士（弁護士

法人及び弁護士・外国法務弁護士共同法人を

含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書

士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋

調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項にお

いて同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項

において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労

務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士

（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海

事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）

は、受任している事件又は事務に関する業務を

遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等

等の交付の請求をすることができる。この場合に

おいて、当該請求をする者は、それぞれ当該各

号に定める事項を明らかにしてこれをしなけれ

ばならない。

第一項及び前項の規定にかかるわらず、裁判所

に於ける民事上若しくは行政上の紛争処理の手

續についての代理業務（弁護士法人について

は弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）

第三十条の六第一項各号に規定する代理

業務を除き、弁護士、外国法務弁護士共同法人

については、弁護士法（昭和

号及び第六号から第八号までに規定する代理業務（同項第七号及び第八号に規定する相談業務並びに司法書士法人については同項第六号に規定する代理業務を除く。）
 三 土地家屋調査士にあつては、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第二号に規定する審査請求の手続についての代理業務並びに同項第四号及び第七号に規定する代理業務
 四 税理士にあつては、税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第二条第一項第一号に規定する不服申立て及びこれに関する主張又は陳述についての代理業務
 五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第三号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に關し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）
 六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許法における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関業務、同条第二項第一号に規定する特定の代理業務（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務（弁理士法人については同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条第一項に規定する特定の代理業務を除く。）
 同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同項に規定する特定の代理業務の二第一項に規定する特定の代理業務を除く。）
 第一条の四 市町村長は、第十条の二第一項から第五項までの請求がされた場合において、これらの規定により請求者が明らかにしなければならない事項が明らかにされていないと認めるとときは、当該請求者に対し、必要な説明を求めることができる。
 第十二条の二 第十条から第十条の四までの規定は、除籍簿として、これを戸籍簿から除いて保管する。
 第十三条 戸籍の記載 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人にについて、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 一 氏名 二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）を示す。）
 三 出生の年月日 四 戸籍に入った原因及び年月日
 五 実父母の氏名及び実父母との続柄 六 養子であるときは、養親の氏名及び養親との続柄
 七 夫婦については、夫又は妻である旨
 八 他の戸籍から入った者については、その戸籍の表示
 九 その他法務省令で定める事項

人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第十三条第二項及び第三項の規定により裁判長が選任した訴訟代理人人としての業務又は民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三十五条第一項に規定する特別代理人としての業務を遂行するため必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、弁護士の資格、これらの業務の別及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。
 第十四条 戸籍の記載 戸籍に記載された後は、戸籍に入るべき原因とする者について準用する。
 第十五条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十六条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第十七条 戸籍の筆頭 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載したときは、この限りでない。
 第十八条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第十九条 婚姻又は養子縁組による戸籍の子供 戸籍に入り、母の氏を改めた者が、離婚又は婚姻若しくは縁組の取消によつて、婚姻又は縁組前の氏に復するときは、婚姻又は縁組前の戸籍に入る。但し、その戸籍が既に除かれているときは、又はその者が新戸籍編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。
 第二十条 戸籍の登録 戸籍の登録は、民法第七百五十五条第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十五条第四項の規定によつて從前の大妻の姓を戸籍に記載する場合にこれを準用する。
 第二十一条 戸籍の登録 戸籍の登録は、民法第七百六十七条第二項（同法第七百四十九条及び第七百七十七条において準用する場合）

つき第二十四条第二項、第一百三十三条、第一百四十四条又は第一百六十六条の規定によつて訂正がされた戸籍について、当該戸籍に記載されている者（その戸籍から除かれた者を含む。次項において同じ。）から、当該訂正に係る事項の記載の再製をしたときも、前項本文と同様とする。
 第十二条 戸籍の記載 戸籍に記載された戸籍を削除したときも、当該戸籍に記載された事項の記載のない戸籍の再製の申出があつたときは、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十三条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十四条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十五条 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第十六条 婚姻の届出 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれを記載する。
 第十七条 戸籍の筆頭 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その日本人について新戸籍を編製する。ただし、夫の氏を称する場合に夫、妻の氏を称する場合に妻が戸籍の筆頭に記載したときは、この限りでない。
 第十八条 戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍に入る。
 第十九条 婚姻又は養子縁組による戸籍の子供 戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者以外の者がこれと同一の氏を称する子又は養子を有するに至ったときは、その者について新戸籍を編製する。
 第二十条 戸籍の登録 戸籍の登録は、民法第七百五十五条第一項の規定によつて婚姻前の氏に復する場合及び同法第七百九十五条第四項の規定によつて從前の大妻の姓を戸籍に記載する場合にこれを準用する。

第一 子夫婦が、夫の氏を称するときは夫、妻の氏を称するときは妻。
 第二 配偶者 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第三 子 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第四 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第五 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第六 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第七 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第八 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。
 第九 戸籍の記載 戸籍を編製した後にその戸籍に入るべき原因が生じた者については、戸籍の末尾にこれを記載する。

つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、氏名の振り仮名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調書に記載しなければならない。その調書はこれを届書とみなす。

第五十八条 前条第一項に規定する手続をする前に、棄児が死亡したときは、死亡の届出とともにその手続をしなければならない。

第五十九条 父又は母は、棄児を引き取ったときは、その日から一箇月以内に、出生の届出をし、且つ、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第三節 認知

第六十条 認知をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

一 父が認知をする場合には、母の氏名及び本籍

二 死亡した子を認知する場合には、死亡の年月日並びにその直系卑属の氏名、出生の年月日及び本籍

三 届書に記載する場合には、母の氏名及び本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十一条 胎内に在る子を認知する場合には、届書にその旨、母の氏名及び本籍を記載し、母の本籍地でこれを届け出なければならない。

第六十二条 民法第七百八十九条第二項の規定によつて嫡出子となるべき者について、父が嫡出子出生の届出をしたときは、その届出は、認知の届出の効力を有する。

第六十三条 認知の裁判が確定したときは、訴えを提起した者は、裁判が確定した日から十日以内に、裁判の勝本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの添付して、その旨を届け出なければならない。

第六十四条 裁判による認知の場合には、裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを添付して、認知の裁

判が確定した旨を届け出ることができる。この場合には、同項後段の規定を準用する。

第六十五条 遺言による認知の場合には、遺言執行人は、その就職の日から十日以内に、認知に関する遺言の謄本を添附して、第六十条又は第六十一条の規定に従つて、その届出をしなければならない。

第六十六条 緣組をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第六十七条 削除

第六十八条 民法第七百九十七条の規定によつて縁組の承諾をする場合に、届出は、その承諾

第六十九条 第六十三条の規定は、縁組の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第六十八条の二 第六十三条第一項の規定は、縁組の裁判が確定した場合に準用する。

第六十九条の二 第七十三条の二の規定は、民法第八百八条第二項において準用する同法第八百十六条第二項の規定によつて縁組の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に准用する。

第七十条 緣離をしようとする者は、その旨を届け出なければならない。

第七十一条 民法第八百十一条第二項の規定によつて協議上の離縁をする場合には、届出は、その協議をする者がこれをしなければならない。

第七十二条 民法第八百十一条第六項の規定によつて離縁をする場合には、生存当事者だけでの離縁をすることができる。

第七十三条 第六十三条の規定は、離縁又は離縁取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十四条 第六十三条の二 民法第八百十六条第二項の規定によつて離縁の際に称していいた氏を称しようとする者は、離縁の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十五条 第六十三条の規定は、婚姻取消の裁判が確定した場合にこれを準用する。

第七十六条 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十七条 離婚をしようとする者は、左の事項を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十八条 民法第八百十九条第三項但書又は第

第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項(同

第七十七条の二 民法第七百七十二条において準用する場合を含む)の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十九条 親権及び未成年者の後見

第八十条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十一条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十二条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十三条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十四条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十五条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十六条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十七条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十八条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第八十九节 離婚

第九十条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十一条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十二条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十三条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十四条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十五条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十六条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十七条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十八条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第九十九节 死亡及び失踪

第一百条 親権者と定められた当事者の氏名及びその

第一百一节 死亡及び失踪

第一百二节 死亡及び失踪

第一百三节 死亡及び失踪

第一百四节 死亡及び失踪

第一百五节 死亡及び失踪

第一百六节 死亡及び失踪

第一百七节 死亡及び失踪

第一百八节 死亡及び失踪

第一百九节 死亡及び失踪

第一百十节 死亡及び失踪

第一百十一节 死亡及び失踪

第一百十二节 死亡及び失踪

第一百十三节 死亡及び失踪

第一百十四节 死亡及び失踪

第一百十五节 死亡及び失踪

第一百十六节 死亡及び失踪

第一百十七节 死亡及び失踪

第一百十八节 死亡及び失踪

第一百十九节 死亡及び失踪

第一百二十节 死亡及び失踪

第一百二十一节 死亡及び失踪

第一百二十二节 死亡及び失踪

第一百二十三节 死亡及び失踪

第一百二十四节 死亡及び失踪

第一百二十五节 死亡及び失踪

第一百二十六节 死亡及び失踪

第一百二十七节 死亡及び失踪

第一百二十八节 死亡及び失踪

第一百二十九节 死亡及び失踪

第一百三十节 死亡及び失踪

第一百三十一节 死亡及び失踪

第一百三十二节 死亡及び失踪

第一百三十三节 死亡及び失踪

第一百三十四节 死亡及び失踪

第一百三十五节 死亡及び失踪

第一百三十六节 死亡及び失踪

第一百三十七节 死亡及び失踪

第一百三十八节 死亡及び失踪

第一百三十九节 死亡及び失踪

第一百四十节 死亡及び失踪

第一百四十一节 死亡及び失踪

第一百四十二节 死亡及び失踪

第一百四十三节 死亡及び失踪

第一百四十四节 死亡及び失踪

第一百四十五节 死亡及び失踪

第一百四十六节 死亡及び失踪

第一百四十七节 死亡及び失踪

第一百四十八节 死亡及び失踪

第一百四十九节 死亡及び失踪

第一百五十节 死亡及び失踪

第一百五十一节 死亡及び失踪

第一百五十二节 死亡及び失踪

第一百五十三节 死亡及び失踪

第一百五十四节 死亡及び失踪

第一百五十五节 死亡及び失踪

第一百五十六节 死亡及び失踪

第一百五十七节 死亡及び失踪

第一百五十八节 死亡及び失踪

第一百五十九节 死亡及び失踪

第一百六十节 死亡及び失踪

第一百七十节 死亡及び失踪

第一百七十一节 死亡及び失踪

第一百七十二节 死亡及び失踪

第一百七十三节 死亡及び失踪

第一百七十四节 死亡及び失踪

第一百七十五节 死亡及び失踪

第一百七十六节 死亡及び失踪

第一百七十七节 死亡及び失踪

第一百七十八节 死亡及び失踪

第一百七十九节 死亡及び失踪

第一百八十节 死亡及び失踪

第一百八十一节 死亡及び失踪

第一百八十二节 死亡及び失踪

第一百八十三节 死亡及び失踪

第一百八十四节 死亡及び失踪

第一百八十五节 死亡及び失踪

第一百八十六节 死亡及び失踪

第一百八十七节 死亡及び失踪

第一百八十八节 死亡及び失踪

第一百八十九节 死亡及び失踪

第一百九十节 死亡及び失踪

第一百九十一节 死亡及び失踪

第一百九十二节 死亡及び失踪

第一百九十三节 死亡及び失踪

第一百九十四节 死亡及び失踪

第一百九十五节 死亡及び失踪

第一百九十六节 死亡及び失踪

第一百九十七节 死亡及び失踪

第一百九十八节 死亡及び失踪

第一百九十九节 死亡及び失踪

第一百二十节 死亡及び失踪

</div

く。) でその氏をその父又は母の称している氏に変更しようとするものに準用する。

うとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならぬ。

第十五節の二 毛名の表記と双名の変更

第一百七条の四 正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

他の市町村に転籍をする場合には、戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。戸籍の謄本を届書に添附しなければならない。

第一百十条 本籍を有しない者は、家庭裁判所の許可を得て、許可の日から十日以内に就籍の届出をしなければならない。

届書には、第十三条第一項に掲げる事項のほか、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

第二百一十九条 前条の規定は、確定判決によつて就籍の届出をすべき場合にこれを準用する。この場合には、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容

第一百十二条 就籍の届出は、就籍地でこれをすることができる。

第五章 戸籍の訂正

であること又はその記載に錯誤若しくは遗漏があることを発見した場合には、利害関係人は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍の訂正を申請す

第一百四十四条 届出によつて効力を生ずべき行為（第六十条、第六十一条、第六十六条、第六十

第一百五十五条 前二条の許可の裁判があつたときは、一箇月以内に、その謄本又は裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

第一百六十六条 確定判決によつて戸籍の訂正をすべきときは、訴えを提起した者は、判決が確定した日から一箇月以内に、判決の謄本又は判決の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該判決の内容と同一であることを証明したものを添付して、戸籍の訂正を申請しなければならない。

検察官が訴えを提起した場合には、判決が確定した後に、遅滞なく戸籍の訂正を請求しなければならない。

第一百七十七条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

第六章 電子情報処理組織による戸籍事務の取扱いに関する特例等

第一百八十八条 法務大臣の指定する市町村長は、法務省令で定めるところにより戸籍事務を電子情報処理組織（法務大臣の使用に係る電子計算機と磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）及び出入力装置を含む。以下同じ。）と市町村長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下同じ。）によつて取り扱うものとする。ただし、電子情報処理組織によつて取り扱うこととが相当でない戸籍又は除かれた戸籍ととして法務省令で定めるものに係る戸籍事務については、この限りでない。

前項の規定による指定は、市町村長の申出に基づき、告示してしなければならない。

第一百九十九条 前条第一項の場合においては、戸籍は、磁気ディスクに記録し、これをもつて調製する。

前項の場合においては、磁気ディスクをもつて調製された戸籍を蓄積して戸籍簿とし、磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍を蓄

あり、及び「当該請求の任に當たつてゐる者」とあるのは、「當該請求をする者」とする。

第一百十九条の二 前条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本は、第八条第二項の規定にかかるらず、去傍積して除籍簿とする。

大至ゞ保序する。

第一百二十九条 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されることは、第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）の請求は戸籍謄本等又は除籍謄本等に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍証明書」という。）又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「除籍証明書」という。）についてすることができる。

戸籍証明書又は除籍証明書は、第百条第三項及び第百八条第二項の規定並びに旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）その他の法令の規定の適用については、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本とみなす。

第一百二十条の二 第百十九条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、次の各号に掲げる請求は、当該各号に定める者に対してもすることができる。

一 第十条第一項（第十二条の二において準用する場合を含む。次項及び次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求（指定市町村長（第百十八条第一項の規定による指定を受けている市町村長をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者

二 第十条の二第二項（第十二条の二において準用する場合を含む。次条（第三項を除く。）において同じ。）の請求（市町村の機関がするものに限る。）当該市町村の長（指定市町村長に限る。）

前項の規定によりする第十条第一項の請求（本籍地の市町村長以外の指定市町村長に対しするものに限る。）については、同条第三項及び第十条の三第二項の規定は適用せず、同条第一項中「現に請求の任に当たつてゐる者」と

百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録(電子の方程式、磁気の方程式その他の人の知覚によつては認識することができない方程式)で作られる記録であつて、電子計算機

機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は除籍電子証明書（第百十

九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録された事項の全部又は一部を証明した電磁的記録をいう。以下同じ。)についてもすることができる。

前項の規定によりする第十条第一項又は第十九条第一項の規定による戸籍の記録を除くもの

条の「第二項の請求があつたときは、指定市町村長は、当該請求をした者に對し、戸籍電子証明書を供與識別符号（当該請求に係る戸籍電子

証明書を識別することができるよう付される
符号であつて、法務省令で定めるものをいう。
以下同じ。) 又は除籍電子証明書提供用識別符
号(当該請求に係る除籍電子証明書を識別する

（法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を発行するものとする。

指定市町村長は、行政機関等（情報送信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第二号に規定する行政機関等その他の法務省令で定める者をい

う。)から、法務省令で定めるところにより、前項の規定により発行された戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号を示して戸籍電子証明書又は除籍電子証明書

の提供を求められたときは、法務省令で定めるところにより、当該戸籍電子証明書提供用識別

符号に対応する戸籍電子証明書又は当該除籍電子証明書提供用識別符号に対応する除籍電子証明書を提供するものとする。

第一項の規定によりする第十条第一項及び第十条の二第二項の請求については、これらの規定中「交付」とあるのは、「第二百一十条の三第三

三項の規定により同項に規定する行政機関等に提供すること」とし、第一項の規定によりする指定により提出すべきものとされている届書若しくは申請書又はその他の書類で戸籍の記載をするために必要なものとして法務省令で定めるもの（以下この項において「届書等」という。）を受理した場合には、法務省令で定めるところにより、当該届書等の画像情報（以下「届書等情報」という。）を作成し、これを電子情報処理組織を使用して、法務大臣に提供するものとする。

前項の規定により届書等情報の提供を受けた法務大臣は、これを磁気ディスクに記録するものとする。

第一百二十条の五 二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合において、届出又は申請を受理した市町村長が指定市町村長であり、かつ、当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長（当該届出又は申請を受理した市町村長を除く。）のうち指定市町村長であるもの（以下この項において「戸籍記載指定市町村長」という。）があるときは、法務大臣は戸籍記載指定市町村長に対し、前条第一項の提供を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第一項及び第二項（これらの規定を第百七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、提出すべき届書又は申請書の数は、戸籍の記載をすべき市町村長の数から当該市町村長のうち指定市町村長であるものの数を減じた数に一を加えた数とする。

本籍地外で届出又は申請をする場合（二箇所以上の市役所又は町村役場で戸籍の記載をすべき場合を除く。）であつて、届出又は申請を受理した市町村長及び当該届出又は申請により戸籍の記載をすべき市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、法務大臣は、当該戸籍の記載をすべき指定市町村長に対し、前条第一項の規定を受けた旨を通知するものとする。

前項の場合においては、第三十六条第二項（百七十七条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第一百二十一条の六 利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届出若しくは申請を受理した指定市町村長又は当該届出若しくは申請によつて戸籍の記載をした指定市町村長に対し、当該届出又は申請に係る届書等情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもののが閲覧を請求し、又は届書等情報の内容について証明書を請求することができる。

第十条第三項及び第十条の三の規定は、前項の場合に準用する。

第一百二十一条の七 第百条第二項の規定は、百条十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定期市町村長であるときは、適用しない。

第一百二十一条の八 第百八条第二項の規定は、百条十九条の規定により届出事件の本人の戸籍が磁気ディスクをもつて調製されている場合において、届出地及び分籍地の市町村長がいずれも指定市町村長であるときは、適用しない。

第一百二十二条 法務大臣及び指定市町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保することその他必要な措置を講じなければならない。

第一百二十三条の二 電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に従事する者のマッチングは従事していた者は、その業務に關して知り得た当該事務に關する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第一百二十三条の三 法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十四年法律第二十七号）第十九条第八号又は第九号の規定による提供の用に供する戸籍関係情報（同法第九条第三項に規定する戸籍関係情報をいう。）を作成するため、百十九条の規定により磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録された申立てをすることができる。

第七章 不服申立て

第一百二十二条 戸籍事件（百二十四条に規定する請求に係るものを除く。）について、市町村長の处分を不当とする者は、家庭裁判所に不服申立てをすることができる。

第一百二十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るもの）に関する市町村長の処分又はその不作為については、審査請求をすることができる。

第一百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項まで（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項、第二百二十条第一項、第二百二十条の二第一項、第二百二十条の三第一項及び第一百二十条の六第一項の規定によりする請求について市町村長が行う処分又はその不作為に不服がある者は、管轄法務局長等に審査請求をすることができる。

第一百二十五条 削除 第八章 雜則

第一百二十六条 市町村長又は法務局若しくは地方法務局の長は、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究であつて、公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍若しくは除かれた戸籍に記載した事項又は届書その他市町村長の受理した書類に記載した事項に係る情報を利用する必要があると認められるもののため、その必要な限度において、これららの情報を提供することができる。

第一百二十七条 戸籍事件に関する市町村長の処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第一百二十八条 戸籍及び除かれた戸籍の副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

第一百二十九条 戸籍及び除かれた戸籍の正本及び副本、第四十八条第二項に規定する書類並びに届書等情報に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

第一百三十条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする届出の届出地及び同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してする申請の申請地については、第四章及び第五章の規定にかかるわらず、法務省令で定めるところによる。

第四十七条の規定は、情報通信技術を活用して行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用してした届出及び申請について準用する。

第一百三十二条 この法律に定めるもののほか、届書その他戸籍事務の処理に關し必要な事項は、法務省令で定める。

第九章 賞罰則

第一百三十三条 戸籍に関する事務に從事する市町村の職員若しくは職員であつた者又は市町村長の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けて行う戸籍に関する事務の処理に從事している者若しくは従事していた者が、その事務に關して知り得た事項を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第一百三十四条 戸籍の記載又は記録を要しない事項について虚偽の届出をした者は、一年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。外国人に関する事項について虚偽の届出をした者も、同様とする。

第一百三十五条 偽りその他の不正の手段により、第十一条第一項若しくは第十条の二第一項から第五項までの規定による戸籍謄本等の交付、第十二条の二の規定による除籍証明書等の交付若しくは第一百二十条第一項の規定による戸籍証明書若しくは除籍証明書の交付を受けた者、第一百二十条の三第二項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行を受けた者又は同条第三項の規定による戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書の提供を受けた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第一百三十六条 偽りその他不正の手段により、第四十八条第二項（第一百七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による閲覧をし、若しくは同項の規定による證明書の交付を受けた者又は第一百二十条の六第一項の規定による閲覧をし、若しくは同条の規定による證明書の交付を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

第一百三十七条 正当な理由がなくて期間内にすべき届出又は申請をしない者は、五万円以下の過料に処する。

第一百三十八条 市町村長が、第四十四条第一項又は第二項（これらの規定を第一百七条において準用する場合を含む。）の規定によつて、期間を定めて届出又は申請の催告をした場合に、正当な理由がなくてその期間内に届出又は申請をしない者は、十万円以下の過料に処する。

第一百三十九条 次の場合には、市町村長を十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて届出又は申請を受理しないとき。

二 戸籍の記載又は記録をすることを怠つたとき。

三 正当な理由がなくて、届書その他受理した書類の閲覧を拒んだとき、又は第一百一十条の規定による請求を拒んだとき。

四 正当な理由がなくて、戸籍謄本等、除籍謄本等、第四十八条第一項若しくは第二項（これららの規定を第一百七条において準用する場合を含む。）の証明書、戸籍証明書若しくは除籍証明書を交付しないとき、戸籍電子証明書提供用識別符号若しくは除籍電子証明書提供用識別符号の発行をしないとき、又は戸籍電子証明書若しくは除籍電子証明書を提供しないとき。

五 その他戸籍事件について職務を怠つたとき。

第一条 この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

第二条 この附則で、新法とは、この法律による改正後の戸籍法をいい、旧法とは、従前の戸籍法をいい、民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律をいい、旧民法とは、従前の民法をいい、応急措置法とは、昭和二十二年法律第七十四号をいう。

第三条 旧法の規定による戸籍は、これを新法の規定による戸籍とみなす。ただし、新法施行後十年を経過したときは、旧法の規定による戸籍は、法務省令の定めるところにより、新法によつてこれを改製しなければならない。

旧法によつて定められた本籍は、新法によつて定められたものとみなす。

第四条 旧民法を適用する場合に関しては、新法施行後も、なお、旧法を適用する。

第五条 新法は、新法施行前の届出その他の事由によつて、戸籍の記載をし、又は新戸籍を編製する場合にもこれを適用する。

第六条 附則第三条第一項の戸籍に在る者について新戸籍を編製する場合には、同項の戸籍に在る者の子でこれと引き続き氏を同じくする者の新戸籍に入る。ただし、その子に配偶者は、新戸籍に入れる。ただし、その子に配偶者は、戸籍を同じくする子があるときは、この限りない。

第七条 第十九条第一項及び第九十九条の規定の市町村内に定められたときは、第三十条第二項の規定は、これを適用しない。

第八条 附則第三条第一項の戸籍に在る者で配偶者のある者は、配偶者とともにしなければ、分籍をすることができない。

第九条 応急措置法施行後新法施行前に、応急措置法第六条第二項前段の規定によつて、親権者を定める協議が調つたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、協議を証する書面を添付して、その旨を届け出なければならない。

この場合には、第三十八条第一項ただし書及び第三十九条の規定を準用する。

第十条 応急措置法施行後新法施行前に応急措置法第六条第二項前段の規定によつて、親権者を定めたときは、親権者は、新法施行の日から十日以内に、裁判の謄本を添付して、その旨を届け出なければならない。その届書には、裁判が確定した日を記載しなければならない。

第十二条 第七十一条の規定は、新民法附則第十四条第一項ただし書の規定によつて協議で親権者を定めようとする者にこれを準用する。

第六十三条の規定は、新民法附則第十四条第二項又は第三項に規定する裁判が確定した場合において親権者にこれを準用する。

第十三条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十四条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十五条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十六条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十七条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

第十八条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新法施行の日から十日以内に第八十五条において準用する第八十一条又は第八十二条第一項に規定する届出をしなければならない。

明治五年太政官布告第二百三十五号（改姓名に関する件）

明治六年太政官布告第二百四十七号（御歴代の御諱及び御名の文字の使用に関する件）

昭和十五年法律第四号（委託又は郵便による戸籍届出等に関する件）

昭和二十一年司法省令第四十七号（昭和二十一年勅令五百四十二号ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く出生及び死亡の届出等に関する件）

昭和二十一年法律第四号は、なお、その例によつては、昭和十五年法律第四号は、なお、その例によつては、昭和三十一年七月一日から施行

第十九条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十一条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十二条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十三条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十四条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十五条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十六条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十七条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十八条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

第二十九条 第二条の規定によつて親権者の地位に在る者は、新民法附則第十二条の規定によつて従前の氏に復する場合にこれを準用する。

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

2 附則（昭和三七年三月二九日法律第四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十七年七月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年二月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年三月一日から施行する。

1 附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていなものとみなして、この法律による改正後のおそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるものほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)
第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて

ては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

第千三百四十四条の規定

（公布の日）

附則（平成一四年一二月一八日法律第

一七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第一条 この法律による改正後の一第

一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に虚偽の届出等（届出、報告、申請、請求若しくは嘱託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判をいふ。以下同じ。）若しくは錯誤による届出等又は市町村長の過誤による記載がされた戸籍又は除かれた戸籍であつて、その記載につき第二十条第二項、第百十三条、第百十四条又は第百十六条の規定によつて訂正がされたものについても適用する。ただし、当該除かれた戸籍が第百二十八条第一項ただし書の規定による改製によつて除かれたもの又は当該改製前に除かれたものであるときは、この限りでない。

二 この法律による改正後の第十二条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に市町村長が記載をするに当たつて文字の訂正、追加又は削除をした戸籍又は除かれた戸籍についても、適用する。ただし、当該除かれた戸籍が前項ただし書に規定するものであるときは、この限りでない。

附則（平成一五年五月三〇日法律第六

一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

附則（平成一六年一二月一日法律第一

四七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律

五百五十一号）の施行の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律

五百五十一号）の施行の日から施行する。

（施行期日）	第一 条
（施行期日）	この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（平成一六年一二月三日法律第一〇二号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	（平成一七年五月二十五日法律第五五号）抄
（施行期日）	（施行期日）
第一条	この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。
（罰則に関する経過措置）	（罰則に関する経過措置）
第五百一十七条	この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にし

た行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年五月一一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の戸籍法（次項において「旧法」という。）第十一条第一項、第十二条の二第一項又は第四十八条第二項の規定によりされた請求に係る戸籍事件及び当該戸籍事件についての不服申立てについては、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前に旧法第四十八条第一項の規定によりされた請求に係る戸籍事件については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年五月二十五日法律第五三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成一三年六月三日法律第六二号）抄

（戸籍法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前に生じた事由であつて、第四条の規定による改正前の戸籍法第七十九条において準用する同法第六十三条第一項の規定並びに同法第八十一条及び第八十二条（これらの規定を同法第八十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないとされているものについての届出については、なお従前の例による。

二 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

第一條	この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	(平成二六年六月一三日法律第二百四十九号)抄
(施行期日)	
第五条	この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。
第六条	(経過措置の原則) 行政庁の处分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の处分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。 (訴訟に関する経過措置)
第七条	この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。
第八条	この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
第九条	(罰則に関する経過措置) 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の規定によることとされる場合におけるこの法律の施行

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

なお従前の例による。

附 則（平成二八年五月二七日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日法律第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和元年五月三一日法律第一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二十四条、第四十四条及び第八十七条第二項の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定（「特例」を「特例等」と改める部分に限る。）第六章の章名の改正規定及び同章に三条を加える改正規定（第二百二十二条の三に係る部分に限る。）並びに附則第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

四 略

五 第百二十条の次に七条を加える改正規定、第二百二十四条の改正規定（市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長）を「管轄法務局長等」に改める部分を除く。）、第二百一十八条から第二百三十条までの改正規定、第二百三十七条を改め、同条を第二百三十九条とする改正規定（第二百三十七条を改める部分に限る。）、第二百二十四条を改め、同条を第二百三十六条とする改正規定（第二百三十四条を改める部分に限る。）及び第二百三十

3 日から起算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

4 第一項の届出をすることができる筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

5 一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）
二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

第六条 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、第三号施行日以後に新たに編製される戸籍（以下この条及び附則第十一條に述べて「新戸籍」という。）の筆頭に記載されるもの（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該新戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出ができる。

8 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。

9 この場合において、当該届出に係る新戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該新戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

三 前二項の規定は、新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項又は第二項の届出がされているときは、適用しない。

四 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該者の戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。

前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般的の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七十七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

三 前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第九条 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下の条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載

するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。）に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般的の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されないと認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてその使用されている氏の読み方又は名の読み方を示す文字を当該者の戸籍に記載することができる。この場合において、この項の規定により当該文字戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七十六条第一項及び第一百七十六条の二の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載に係る文字を氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする氏の振り仮名若しくは名の振り仮名又は一般的の読み方以外の氏の読み方若しくは名の読み方を示す文字を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

第十条 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

2 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般的の読み方以外の氏の読み方を使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載され

3 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を一般的の読み方にによる氏の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 前条第三項の規定により戸籍に一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際際に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であつて一般的の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字で変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の三の規定その他の法令の規定の適用について、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第七百七条の三の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第一項から第四項までの届出をしようとする者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。

7 附則第六条第三項の規定は、第一項から第四項までの筆頭者が当該戸籍から除籍されている場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号施行日から起算して一年以内に限り、その」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。

8 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第十一條 前条の規定は、附則第九条第一項又は第三項の規定により氏の振り仮名又は一般的の読み方以外の氏の読み方を示す文字が記載された戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、新戸籍の筆頭に記載されるものについて準用する。ただし、当該新戸籍が編製される場合は、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項から第四項までの届出又はこの条において準用する前条第一項から第四項までの届出がされてゐるときは、この限りでない。

第十二条 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出による者を除く。同項こ

次回の規定に、本局出でたがる際に、同項において同じくは、当該名の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

以外の名の読み方を併用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。

る。この場合において、当該届出により戸籍の記載事項を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の

二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

3 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出を

した者を除く、同項において同じ。」は戸籍の記載事項を一般の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定

の施行の際に戸籍に記載された名の読み方以外の名の読み方であつて一般的の読み方以外のを使用しているものは、戸籍の記載事項を現

に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を

変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用につ

5
新三籍法第百七条の四の規定は、前各項の届出においては、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

出には、適用しない。
6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用し

出で仕事に就いて、いふの意。出で仕事していることを証する書面を提出しなければならない。

第十三条 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

二 略
第六条の規定 戸籍法の一部を改正する法

（政令への委任）
律（令和元年法律第十七号）
号に掲げる規定の施行の日
附則第一 条第五

第五条 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。